平成２９年（フ）第３３号
大分市大字荏隈1347番地の１（伊東コーポ102）
債務者　佐藤さとみ
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
千葉県松戸市三ケ月1349番地　松戸市営三ケ月住宅310号
債務者　板垣かのこ
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９４号
千葉県野田市五木新町17番地の２　プリエール203号室
債務者　折原　裕輔
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９８号
千葉県松戸市稔台1130番地の１
債務者　勝田美樹夫
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１０号
千葉県我孫子市湖北台１丁目12番14号（101号）　鈴木荘
債務者　鈴木　幸子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１１８号
千葉県柏市北柏１丁目１番地４　プレジオⅠ―107号
債務者　奥平　　麗
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２３号
千葉県我孫子市寿１丁目２番１―801号　セレスティン我孫子
債務者　新**杉**　光徳
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２８号
千葉県柏市旭町７丁目３番27号　サンコーポ102号
債務者　山田　勇一
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３７号
千葉県松戸市新松戸３丁目90番地　第２日の出コーポ303号
債務者　櫻井　智香
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５５号
千葉県柏市南増尾５丁目27番14号　三谷荘202号
債務者　椎名　**邦**夫
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６１号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目16番地５
債務者　黒岩　芳子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９号
山口県周南市若草町４番８号
債務者　有井　有子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６０号
愛知県刈谷市小垣江町北浦４番地
債務者　坂野　嘉彦
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
愛知県刈谷市松栄町２丁目７番地15　フレックスコート202号、前住所愛知県刈谷市小垣江町上31番地
債務者　長澤　惠美
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
愛知県豊田市金谷町５丁目55番地
債務者　上原　正子
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
愛知県刈谷市井ケ谷町井田50番地　ファーストリバーＡ101号
債務者　西村　要一
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
山口県山陽小野田市大字郡1329番地１（日化殿町社宅独身寮303号）
債務者　波多野健人
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
山口地方裁判所宇部支部